

## 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

同代理人 [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁 [REDACTED]  
[REDACTED]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成26年6月10日付けで提起があった、上記処分庁が生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）による改正前の生活保護法（以下「法」という。）に基づき平成26年1月28日付けで行った保護変更決定処分（医療移送費を支給しない旨の決定処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

### 主 文

本件処分を取り消します。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりです。

- 1 審査請求人及びその妻■■■■（以下「審査請求人ら」という。）は、現に生活保護を受給しており、様々な疾病により複数の医療機関にかかっており、従前、医療扶助として診療費、治療費等のほか、平成24年12月までは医療移送費を受給していた。
- 2 平成25年1月以降は医療移送費を申請したにもかかわらず、医療移送費が支給されなくなった。
- 3 本件処分に係る保護変更決定通知書の「保護の変更時期及び変更決定理由」には、医療移送費については何ら記載されていない。
- 4 そうしたところ、平成26年4月16日頃、「医療移送費の申請について（通知）と題する書面を受け取り、同年3月分の医療移送費を支給しない旨決定したことを知った。と同時に、その前月分の同年2月分の医療移送費についても支給しない旨決定したであろうことを知った。
- 5 本件処分には以下のとおり手続上の瑕疵がある。

処分庁は本件処分をするにあたりその通知に具体的理由を記載していない。加えて、医療移送費を支給しない等、当該決定をしたかさえ明記されておらず、処分内容及び理由が全く分からない。このことは行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項及び同様の趣旨を規定した法第24条第2項に反する行政手続上の瑕疵がある。
- 6 本件処分には、以下のとおり実質的違法性がある。
  - (1) 処分庁は平成24年12月17日頃審査請求人と処分庁との間で「審査請求人が自動車で通院することを黙認する代わりに医療移送費を支給しない」旨合意し、平成25年12月26日当時まで自動車を保有していることから、同年1月以降も電車やバスではなく当該自動車で通院していることが推認されることを主張する。
  - (2) 処分庁はさらに、審査請求人は医療移送費の申請内容と異なり、電車やバスで通院していないから、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9の(2)の「給付の範囲」のうちアの「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」に該当せず、かつ自動車で通院した場合のガソリン代等は給付の範囲に含まれないから、医療移送費は支給しない旨主張している。
  - (3) しかし、車の保有の問題は医療移送費の支給とは全く別の問題であり、これを問題にするのであれば法第27条に基づく指導等で対処すべきである。
  - (4) 審査請求人らは、複数の医療機関にかかっており、通院費用の負担が数万円になることも珍しくない。他方、車を所有してガソリン代を自己負担したとしても、毎月1万7270円の負担となり、通院費の負担が最低限度の生活を到

底維持できないレベルの負担であることは明白である。

- (5) 以上により、医療扶助運営要領第3の9の(2)の給付の範囲のうち、アの「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」に該当するから、平成25年1月以降も医療移送費の支給が必要であり、処分庁の主張は失当である。
- 7 よって、本件処分の違法性・不当性は形式的にも実質的にも明白であるから、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由は次のとおりです。

### 1 事件の経過は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は平成17年6月22日から生活保護開始となったこと。
- (2) 審査請求人は保護開始後、糖尿病、慢性胃炎、多発性関節リウマチ、糖尿病網膜症その他の傷病名で、複数の病院で治療を受けていた。
- (3) 審査請求人の妻は、保護開始後、不眠症、胃潰瘍、気管支喘息その他の傷病名で、複数の病院で治療を受けていた。
- (4) 処分庁は審査請求人らの通院に関して、平成24年12月分まで、医療移送費を支給した。
- (5) 平成20年6月18日、審査請求人が自動車を使用しているとの投書があり、担当ケースワーカーらが確認したところ、審査請求人は車には乗っていないと主張した。
- (6) 平成24年4月26日、当時の担当ケースワーカーが審査請求人宅を訪問時、軽自動車( )が審査請求人の自宅敷地内に駐車されているのを確認した。
- (7) その後担当ケースワーカーは何度も、本件自動車が審査請求人宅に駐車しているところ及び審査請求人が本件自動車に乗車して自宅から発進していくところを目撃した。
- (8) 平成24年7月5日、担当ケースワーカーが、審査請求人が本件自動車を自宅に駐車しているところを目撃して自動車の使用について指摘したところ、審査請求人は本件自動車を息子から借用して使用していることを認めた。さらに、通院に本件自動車を使用していることも認めた。
- 翌日、担当ケースワーカーが本件自動車について に照会したところ、同年7月6日付け回答書にて、本件自動車は審査請求人の子名義で登録されたものであることが分かった。
- (9) 処分庁は、平成24年7月分医療移送費について、審査請求人らが本件自動

車を使用して通院していることを理由に支給を保留とした。

(10) その後、平成24年10月から12月にかけて担当ケースワーカーは審査請求人らが通院している複数の医院、病院の駐車場で本件自動車を目撃し、審査請求人らが乗車しているところも確認した。

(11) 平成24年12月17日、処分庁は審査請求人と面談を行い、自動車で通院しながらバス代として医療移送費を請求することはできないことを説明した。

審査請求人は、「バス代については車が使用できるのなら平成25年1月分以降の申請は行わない。医療機関についてもできる限り少なくしていけるように協力したい。」と述べた。

(12) 平成24年12月21日、処分庁はケース検討を行い、支給を保留していた平成24年7月分及び11月分の医療移送費を支給することを決定したが、本件自動車で通院したと認められる日の分の医療移送費は認定しないこととした。

また、平成25年1月分以降は、審査請求人が本件自動車で通院することを理由に、医療移送費を支給しないことを決定した。

(13) しかし、平成25年2月5日、審査請求人らから平成25年1月分の医療移送費（バス代）の申請があった。平成25年2月7日、処分庁はこの申請について、医療扶助運営要領第3-9-(2)-ア「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」に該当しないとして、認定しないこととした。

(14) 審査請求人らはその後平成25年2月分以降も毎月、前月分の医療移送費（全てバス、          代として）を申請している。

処分庁は、平成25年2月分以降の申請について、医療扶助運営要領第3-9-(2)-アに該当しないとして、認定しないこととしている。

(15) 平成25年11月25日、処分庁は審査請求人ら及び代理人と面接し、審査請求人の本件自動車使用及び医療移送費（バス代）申請について、これまでの経緯を説明した。また、審査請求人らの世帯については本来自動車の保有・使用を承認する要件には該当しないことも説明した。

(16) 平成25年12月26日、処分庁は審査請求人ら及び代理人と面接した。

審査請求人らの主張は、平成25年1月分以降の医療移送費の不支給について、なぜ却下の通知書を出していないのか、自動車を保有していることを理由に医療移送費を支給しないことの不当性、平成25年1月から10月までは車は保有しているが、バスで通院していたこと（同年11月からは金がなくなり本件自動車で通院していたこと）、審査請求人の妻はてんかんでいつ発作が起こるかわからないためバスでの通院は不可能で、付き添いが必要であること、等であった。

2 本件における医療移送費の不支給決定について、処分庁の意見は以下のとおりである。

(1) 本件は、審査請求人らが、保護の実施要領上、保有・使用を容認できない自動車を使用し、多数の医療機関に通院しながら、バス、■■■■等の公共交通機関で通院したとの虚偽の申請を行い、医療移送費を不正に申請、受給し続けていたのみならず、保護の実施機関に対して上記事実を認めながら、なおも毎月多額に及ぶ医療移送費の支給を要求しているという事案である。

(2) 生活保護における医療移送費の給付については、医療扶助運営要領に定められている。このうち、給付の範囲については、医療扶助運営要領第3-9-(2)-アにおいて「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」と定められている。

給付決定に関する審査については、医療扶助運営要領第3-9-(3)-イにおいて「移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所に於いて決定すること。また、福祉事務所で決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。」と定められている。

嘉麻市においては、移送の際に利用できる最も経済的な交通機関としては、公共交通機関である西鉄バス、■■■■、市バスがあり、他に競合する事業者はない。よって処分庁としては、上記の医療扶助運営要領の各条項に基づき、被保護者の通院に関しては、原則としてこれらの交通機関を利用した場合の料金を医療移送費として認定することとしている。

(3) 審査請求人らの通院、医療移送費の申請、受給の状況は、弁明書別紙資料1及び2に示すとおりであり、現在も毎月、バス、■■■■代として医療移送費を申請している。

(4) しかし、処分庁は、前述のとおり、審査請求人らが自動車を保有、使用している事実を確認した。また、審査請求人は、処分庁に対して本件自動車を保有、使用している事実を認めている。

(5) よって、処分庁としては、医療扶助運営要領第3-9-(3)-イに基づき処分庁が決定した「移送の際に利用する交通機関」と実際の通院手段が異なっており、医療扶助運営要領第3-9-(2)-アにいう「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」とは認められないため、審査請求人らが申請する医療移送費を平成25年1月分から不認定としているものである。

(6) 被保護者の通院等のための自動車保有については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会

局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第3の12において、①障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合

②公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

のいずれかの要件に該当する場合は、さらに詳細な要件のもとで、保有を認めて差し支えないとされている。

審査請求人世帯は、平成26年6月末現在、審査請求人64歳、妻61歳であり、いずれも障害者手帳等の交付はされておらず、障害年金も受給していない。

さらに、審査請求人らの自宅は、■■■■バス停の近くであり、市バス停や■■■■の駅へ移動することは容易であるうえ、徒歩圏内に病院、市役所■■■■、道の駅、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターなどがあり、徒歩圏内で生活上の需要はほぼまかなえる、極めて好立地な市営住宅内にある。

よって、審査請求人の世帯は、課長通知第3の12の①及び②のいずれの要件にも該当しないため、処分庁としては審査請求人らの自動車の保有・使用は容認できない。

(7) 審査請求人らは、処分庁が平成25年1月以降の医療移送費を支給しなくなったため、やむなく子から本件自動車を借りて通院していると主張しているが、当該主張は事実と順序が逆である。審査請求人らが本件自動車を通院に使用しているのは遅くとも平成24年7月5日の時点からであり、審査請求人もこのことを認めている。

(8) 審査請求人は通院に係る交通費が数万円に上ることを主張するが、それは処分庁の決定した公共交通機関を全ての通院において真に利用した場合に発生するものである。審査請求人は本件自動車を通院に使用したことを認めており、平成26年5月分のガソリン代が1万7270円になったことを主張しているが、このことは前記の主張と両立しない。

3 保護変更決定通知の理由付記について、処分庁の意見は以下のとおりである。

(1) 本件審査請求の各添付書類「2」及び「3」のとおり、処分庁は各月の保護費支給に先立ち、「保護変更決定通知書」を交付している。

(2) 上記「保護変更決定通知書」には、各月に認定・支給される扶助費の費目及び金額が明示されている。支給されない費目は金額欄が空欄となっている。よって、審査請求人らは「保護変更決定通知書」が到達した時点で医療移送費(一時扶助)が支給されていないことを知ることができる。

(3) また、処分の理由について、処分庁は遅くとも平成24年12月17日には審査請求人に対し、自動車を保有・使用しながらバス代等で医療移送費の申請

を行うことは認められない旨説明している。

(4) よって、仮に当該通知書における理由付記に形式的な不備があったとしても、審査請求人らは本件処分の理由については事前に十分知っていたため、審査請求人らの不服申立てを行う権利は侵害されていない。

(5) 仮に本件処分について、理由付記の瑕疵が認められるとしても、審査請求人らが本件処分を知った日は保護変更決定通知書を受け取った日であるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項に規定された審査請求期間を経過している。

4 以上のとおり、本件処分については、違法、不当な点は認められないものであるから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

### 第3 認定事実

当庁が認定した事実は、以下のとおりです。

- 1 審査請求人らは処分庁から生活保護を受給しており、平成24年12月分までは医療移送費の支給を受けていたこと。
- 2 平成24年7月、処分庁は、担当ケースワーカーが審査請求人らが自動車を保有、使用していることを確認し、審査請求人が担当ケースワーカーに対してこのことを認め、さらに通院にも使用していることを認めたため、医療移送費の支給について一時保留としたこと。
- 3 処分庁は、平成24年10月から12月にかけて、担当ケースワーカーが、審査請求人らが通院する医院、病院で複数回、本件自動車を確認したこと、また平成24年12月17日に審査請求人らと面談を行って、自動車で通院しながらバス代として医療移送費を請求することはできないことを説明したこと、以上のことを踏まえ、平成25年1月分以降の医療移送費について支給しない旨を決定したこと。
- 4 平成26年1月28日、処分庁は同年2月分の保護費について審査請求人に通知したこと（本件処分）。
- 5 上記4の通知は、審査請求書添付資料2の「保護変更決定通知書」のとおりであり、支給される扶助費の費目及び金額が記載されているが、医療移送費を支給しない旨決定したことは記載されておらず、また、その理由も記載されていないこと。
- 6 平成26年6月10日、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

### 第4 審査庁の判断

- 1 法は、保護の開始及び変更に関して、第24条第1項において「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決

定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定しています。また、同条第2項において「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定しています。

- 2 審査請求人は、平成26年1月から12月まで毎月医療移送費の申請を行っています。
- 3 処分庁は審査請求人の医療移送費について支給しない旨を決定し、本件処分を行っています。審査請求人への通知には医療移送費を支給しない旨決定したこと及びその理由を記載していません。
- 4 このことは、法第24条第1項及び第2項に反し、手続上の瑕疵があると言わざるを得ません。
- 5 よって、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成27年12月 1 日

福岡県知事 小 川 洋  
(保護・援護課保護医療係)